

令和6年度 第3回 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

1. 開催日時 令和7年2月13日(木) 午後4時から午後5時10分まで

2. 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室A1・A2

3. 出席委員(13名)

(1) 被保険者を代表する委員(5名)

志保沢 博央、大和 晃、清水 一太郎、鈴木 博雄、鈴木 眞

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員(4名)

本吉 光隆、大日方 研、天野 隆臣、細井 系太郎

(3) 公益を代表する委員(3名)

日向寺 龍児、佐伯 浩一、山田 真司、

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員(1名)

尾本 和芳

4. 欠席委員(3名)

(1) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員(1名)

富沢 道博

(2) 公益を代表する委員(2名)

鈴木 彩子、後藤 紗織

5. 出席職員

渡辺市長、石井市民部長、清水保険年金課長、高橋課長補佐、佐久間係長、鈴木主査

6. 議題(すべて公開)

(1) 諮問

① 令和7年度木更津市国民健康保険事業計画(案)について

② 令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算(案)について

③ 木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について

④ 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)の制定について

(2) 答申

(3) 報告

- ① 木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の議決結果について

(4) その他

- ① 運営協議会委員の委嘱について

7. 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員 5人

傍聴人数 0人

令和6年度 第3回 木更津市国民健康保険の運営に関する協議会 会議録

鈴木主査 ただいまから、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。なお、本日の協議会につきましては、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

協議会の開催に際しまして、渡辺市長から挨拶を申し上げます。

渡辺市長 皆さん、こんにちは。市長の渡辺でございます。

本日は、大変ご多用のところ、国民健康保険事業の運営に関する協議会にお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

少しだけ報告をさせていただきたいと存じますが、昨年12月2日から保険証の新規発行が終了となりまして、大きな混乱もなく、窓口やオンライン申請等により対応しているところでございます。

また、昨年11月末日時点の本市国民健康保険加入者におけるマイナ保険証登録率は64.4%、マイナ保険証利用率は29.5%となっておりまして、登録率は微増傾向でございますが、利用者は着実に増加しているところでございます。

7月末日をもって発行済みの保険証が有効期限を迎えることとなりますので、引き続き、被保険者の皆様に混乱が生じないように対応してまいりたいと存じます。

次に、保険税水準の統一化についてでございますが、委員皆様のご指導ご理解を賜りまして、昨年3月に木更津市国民健康保険税改定計画を策定し、いち早く取り組んでいるところでございます。

国は、遅くとも令和17年度までに都道府県内における統一保険税率の設定を目標として、千葉県においても、令和8年度までに統一する目標年度を決定することといたしました。そのため、昨年11月から県と市町村で協議を開始しておりまして、県の方針が決まり次第、この協議会でご審議させていただきたいと存じます。

本日は、令和7年度木更津市国民健康保険事業計画案、他3件について諮問を、木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の審議結果について、報告をさせていただきます。

どうか、十分ご審議くださいますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木主査 続きまして、山田会長からご挨拶をいただきたいと思います。

山田会長 皆さん、こんにちは。会長を務めております山田でございます。協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様にはご多用にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

数年に一度といわれる大寒波が到来し、来週からまた一段と寒くなると言われていますが、皆さま、体調を崩されてはおりませんでしょうか。

我が国では、安心して良質な医療を受けられるように国民皆保険制度があり、この理念の根幹をなす国民健康保険がございます。

昨今ニュース報道などでお聞き及びと存じますが、我が国では、社会保険の適用拡大を進めようとしており、この国民健康保険制度も今まさに大きな変革期を迎えております。

これまでは、従業員51人以上の企業で、週20時間以上、そして年収106万円以上という条件で勤務されている方が社会保険の対象となっておりましたが、国の案によると、このうち、企業規模の要件と賃金の要件を撤廃し、社会保険の適用拡大をしようとする見込みでございます。

この見直しによって、社会保険に加入する方が多くなり、今まで国民健康保険に加入していた方のうち、国の推計で110万人ほどが異動するという国の推計もあるようです。

国民健康保険の構造的な課題については、これから議論されるということですが、保険税率の統一化や加入脱退といった事務の効率化について、今後どのように取り組みがなされるか、注目していきたいと存じます。

本日の議題の中で、事務局から令和7年度国民健康保険税率に関する説明がございますので、是非とも委員の皆様からご質問やご意見をいただきたいと存じます。

以上で、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木主査

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前に配付させていただきました資料といたしまして、次第、運営協議会資料、そして、本日の配付資料が、席次表、委員継続意向確認書となっております。

資料に落丁等ございましたら、事務局までお申し付けいただきますようお願い申し上げます。

本日、富沢委員、鈴木彩子委員、後藤委員が所用のため欠席でございます。

従いまして、現在の出席者は13名であり、木更津市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、定足数に達しておりますので、会議の開催要件は満たしております。

また、本日の審議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例の規定により、公開となっております。

なお、本日、傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告いたします。

鈴木主査

ここで、渡辺市長から山田会長へ諮問書をお渡しします。渡辺市長と山田会長は議長席の前へお進みください。

渡辺市長

諮問書。

次の事項について、ご審議くださるよう諮問します。

- 1、令和7年度木更津市国民健康保険事業計画案について
- 2、令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について
- 3、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について
- 4、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について

令和7年2月13日、木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長山田真司様。木更津市長渡辺芳邦。

どうぞよろしくお願いいたします。

(渡辺市長から山田会長へ諮問書を交付)

鈴木主査

渡辺市長におかれましては、議事進行の間、退席します。

(渡辺市長 退室)

鈴木主査

それでは、議事に入らせていただきます。

なお、会議録作成を効率化するための録音システムを導入しております。ご発言の際は、挙手のうえ、お手元のマイクのボタンを押していただきながらご発言をお願いいたします。

また、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただきますようお願いいたします。

以降、議事進行につきましては、木更津市国民健康保険条例施行規則第6条の規定に

より、会長が議長を務めることになっておりますので、山田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

山田会長 ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会長が議長を務めるということでもありますので、私が議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力のほど、お願いいたします。

本日、ご審議いただく議題は、ただいま、市長から諮問を受けました令和7年度木更津市国民健康保険事業計画案について、令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定についての4件でございます。

山田会長 はじめに、令和7年度木更津市国民健康保険事業計画案について、及び令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について、につきましては関連がございますので、一括して議題に供し、事務局から説明を求めます。

高橋補佐 保険年金課の高橋と申します。

私から、諮問事項1、令和7年度木更津市国民健康保険事業計画案について、ご説明申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村の役割としましては、資格管理や医療給付の決定、保険税の賦課徴収、特定健診等の保健事業を担い、市内におけるきめ細やかな事業を担うこととされております。

令和7年度につきましても、引き続き、自主財源である保険税の収納率の向上、適正な資格管理、レセプト点検などによる医療費の適正化、特定健康診査等を実施する保健事業、また広報啓発事業の5項目に重点に置いて取り組むものいたします。

それでは、主要事業として掲げた5項目につきまして、今年度からの変更点を中心に、個別の実施事業の概要についてご説明申し上げます。

事業計画の1つ目が収納率向上対策事業でございます。保険税は重要な自主財源であることから、徴収を担当している財務部収税対策室が策定する市税等徴収対策実施計画に基づき、文書催告や自動音声電話催告を実施するとともに、現年度分の収納率向上に向け、現年度課税の優先納付を原則として新たな滞納を生じることのないよう対策強化に努めてまいります。

4ページをお開きください。

⑤の特別療養該当の資格確認書等の交付でございますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、昨年12月2日から従来の保険証の発行が終了したことにより、これまで滞納世帯に交付していた短期保険証の取り扱いも廃止されたところでございます。新制度においては、納期限から1年以上の滞納がある世帯については、税の公平負担の観点から医療機関受診時に一旦10割で負担し、後日、特別療養費として世帯主の申請が必要となる特別療養該当の資格確認書を交付する運用となりました。滞納世帯に対しては、納税相談や納付催告、弁明書提出の機会の付与を活用し、折衝の機会を確保することで、引き続き、収納率の向上に努めてまいります。

次に、事業計画の2つ目が適用適正化対策事業でございます。被保険者資格の適正化は、保険税の賦課や給付事務にも影響を及ぼすことから、国民健康保険事業を運用する上で最も基本的なものであり、かつ、重要な事業であると考えております。

②の保険資格重複適用者対策でございますが、令和5年3月からオンライン資格確認システムを活用し、国民健康保険中央会から提供される保険重複加入者リストに基づき、国民健康保険と社会保険の資格が重複していると思われる者に対して、国民健康保険脱退の手続きを勧奨し、一定期間経過しても届け出がない場合は職権で脱退の手続きを行っております。職権においても国民健康保険から脱退させることが可能となり、資格管

理の適正化に効果を上げていることから、引き続き、取り組んでまいります。

6ページをお開きください。

事業計画の3つ目が医療費適正化対策事業でございます。レセプト点検事業、医療費通知、ジェネリック医薬品の普及促進等に取り組み、医療費の適正化を図ってまいります。

③のジェネリック医薬品の普及促進でございますが、ジェネリック医薬品を使用することで、患者負担の軽減や国民健康保険財政の健全化に期待できることから使用割合を数量シェアで80%以上とすることを目標に利用促進を図ってまいります。ジェネリック医薬品を使用した場合における患者負担のメリットを示すため、差額通知書を年2回発送するなど取り組んでまいります。なお、目標値につきましては、今まではジェネリック医薬品への切り替え割合を目標値としておりましたが、国の指標に合わせ、ジェネリック医薬品の数量シェア割合に変更しております。

7ページをお開きください。

④の第三者行為求償事務でございますが、交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費適正化に連動することから、積極的に対応するため、レセプト点検員による傷病名からの調査等により第三者行為の把握に努めてまいります。また、第三者行為事案をより多く把握するため、消防署や保健所等の関係機関から救急搬送記録などの情報提供を受けることができるよう体制の構築に取り組んでまいります。

事業計画の4つ目が保健事業でございます。令和6年度から令和11年度までを計画期間とする国民健康保険第3期データヘルス計画に沿って、保健事業を実施してまいります。特定健康診査や特定保健指導をはじめ、医療費が高額となる人工透析患者の減少を目的とした糖尿病腎症と慢性腎臓病の重症化予防や、脳、心血管疾患の重症化予防事業を実施してまいります。

9ページをお開きください。

事業計画の5つ目が広報啓発事業でございます。市民の国民健康保険制度に対する関心を高めるため、市広報紙やインターネットを活用して各種事業や制度の周知を図ってまいります。

④の外国語パンフレットの配布でございますが、近年、外国人被保険者が増えていることから、国民健康保険制度に対する理解を促すため、多言語に対応した制度周知用のパンフレットの配布について事業計画に追加いたしました。

10ページから17ページまでの事項別実施計画につきましては、ただいまご説明いたしました事業計画の実施時期などの詳細を記載したものとなります。内容が重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

諮問事項1の説明は以上でございます。

佐久間係長 保険年金課の佐久間と申します。引き続き、私から、諮問事項2、令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

資料の20ページをお開きください。

こちらの表は、令和7年度当初予算と令和6年度当初予算の款ごとの歳入歳出の比較表でございます。令和7年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出ともに総額116億6,700万円で、令和6年度と比べ4億1,100万円の減額でございます。

予算の詳細につきましては、補足説明資料を用いて説明いたしますので、資料がとびまして申し訳ありませんが、36ページをお開きください。

はじめに、歳入の内訳につきましては、円グラフのとおりでございます。収入の69%を医療給付費に相当する県支出金が占めており、次いで、被保険者から徴収する国民健康保険税が21%、法令により一般会計からの繰り入れが認められている繰入金が9%、諸収入が1%でございます。

続きまして、予算項目別にご説明申し上げます。

はじめに、5款国民健康保険税は24億5,086万1千円で、前年度より5,106万4千円の増額でございます。厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労

働者の社会保険加入が義務化されており、被用者保険の適用が拡大されたことから国民健康保険の加入者及び加入者の所得総額が減少傾向となっております。昨年3月に策定しました国民健康保険税率改定計画に基づき、令和7年度におきましては、令和11年度まで5年間ありますので、市町村標準保険税率との差を5分の1近づけたところまで税率を引き上げることから、前年度に比べて保険税収入が増額となりました。

次のページをお開きください。

25款県支出金は、80億807万5千円で、前年度より3億4,673万3千円の減額でございます。こちらは千葉県から支出される普通交付金が大部分を占め、その他市町村の事情に応じて支出される特別交付金がございます。冒頭、説明させていただきましており、被保険者が減少傾向にあるため、医療費にあたる保険給付費が前年度より減額を見込んでおり、普通交付金が減額になるものでございます。

次のページをお開きください。

40款繰入金は、国民健康保険事業に係る職員の人件費等、法令により一般財源から国民健康保険特別会計へ繰り入れが認められている繰入金、財政調整基金からの繰入金等でございます。予算額10億6,558万9千円で前年度より1億3,795万5千円の減額でございます。財政調整基金から保険税収入不足分による繰り入れを前年度より1億1,762万2千円減額するものでございます。

50款諸収入は、保険税の納入が期限に遅れた場合の延滞金、交通事故等加害者が負担すべき医療費に国民健康保険を使用したことに対する賠償金、資格を喪失した後に国民健康保険を使用したことに対する不当利得返還金等でございます。予算額1億4,247万1千円で、前年度より2,262万4千円の増額でございます。

歳入の説明は、以上でございます。

次のページをお開きください。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

歳出の内訳でございますが、円グラフのとおりでございます。支出の68%を医療給付費である保険給付費が占めており、次いで、千葉県に納付する国民健康保険事業費納付金が29%、人件費や事務費等の総務費が2%、特定健康診査等を実施する保健事業費が1%でございます。歳出につきましても、予算項目別にご説明申し上げます。

はじめに、5款総務費は2億3,139万8千円で、前年度より354万6千円の増額でございます。国民健康保険システム改修費を1,175万5千円減額しましたが、人件費の増額、郵便料金の値上げによる保険税賦課徴収費の増額によるものでございます。

次のページをお開きください。

10款保険給付費は79億2,655万1千円で、前年度より3億2,857万2千円の減額でございます。被保険者数の減少に伴い、療養給付費が3億2,588万1千円の減額、医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分を支給する高額療養費が2,800万円の減額等によるものでございます。

14款国民健康保険事業費納付金は33億1,453万5千円で、前年度より8,130万7千円の減額でございます。この納付金は、国民健康保険の広域化により開始した千葉県への納付金でございます。被保険者数の減少により、納付金の額が減額となっております。

最後に25款保健事業費は、特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等の被保険者の衛生保健等の向上を図る事業の費用でございます。予算額は1億6,671万4千円で、前年度より456万7千円の減額でございます。特定健康診査の対象者は、40歳から74歳までの被保険者であるため、団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行するなどの理由により対象者が減少すると見込んでおります。

諮問事項2の説明は、以上でございます。

山田会長

高橋さん、佐久間さんありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、ご質問ご意見などございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

山田会長 それでは、ご質問ご意見がないようでございますので、質疑終局と認め、皆様にお諮りいたします。

令和7年度木更津市国民健康保険事業計画案について、及び令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

山田会長 全員挙手であります。

従いまして、令和7年度木更津市国民健康保険事業計画案について、及び令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について、につきましては原案どおり承認することといたします。

山田会長 続きまして、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について、につきましては関連がありますので、一括して議題に供し、事務局から説明を求めます。

佐久間係長 引き続き、私から諮問事項3及び諮問事項4につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、諮問事項3、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、ご説明申し上げます。

資料の44ページをお開きください。

保険税率の改定につきましては、こちらのページの一番下の項目4にございますとおり、千葉県が市町村標準保険税率を改定したことにより、本市の税率を見直すものでございます。

48ページをお開きください。保険税率を決め方につきまして、ご説明申し上げます。

項目1、被保険者数等の見通しのうち、①の将来推計人口は、図表6のとおり、総人口は横ばいで推移するものの、未成年人口が減少し、75歳以上の後期高齢者人口が増加する見込みとなっております。

②の被保険者数の見通しは、49ページの図表7をご覧ください。近年の被保険者数の動向や将来推計人口を参考に推計したところ、計画期間の最終年度である令和11年度の被保険者数は2万1,187人を見込んでおり、5年度と比較して3,283人減少する見通しとなっております。

③の医療費の見通しは、本市では推計していないため、千葉県が昨年3月に公表した第2期千葉県国民健康保険運営方針によると、一人当たりの医療費は、令和6年度の36万8,741円から令和11年度には39万3,400円と、2万4,659円増加する見込みであり、医療費の総額は令和6年度の4,455億円から令和11年度の4,530億円と、75億円の増加が見込まれております。こちらの医療費の推移につきましては、本市と千葉県が同水準であることから、本市も将来、被保険者は減るものの、一人当たりの医療費が増加することで医療費総額は増額するものと推察しております。

続きまして、52ページの図表12をご覧ください。

この表は、千葉県が策定している市町村標準保険税率でございます。本市におきましては、令和5年度から令和6年度にかけて医療分、支援金分、介護分の所得割率が著しく引き上がりました。令和6年度から令和7年度にかけては医療分、支援金分、介護分の所得割率は引き下がりましたが、均等割額と平等割額は医療分、支援金分、介護分ともに増額となっております。

次のページの上から5行目をご覧ください。

国の動向でございますが、市長のあいさつでお話がありましてとおり、国が、昨年6月に策定した保険料水準統一加速化プランによると、保険税水準の完全統一化を遅くとも、令和17年度までに移行することを目標としており、これを受けて、千葉県においても計画期間が令和6年度から令和11年度までの第2期千葉県国民健康保険運営方針

の令和8年度に行う中間見直しにおいて、完全統一の目標年度を明記することとしました。そのため、この保険税率改定計画においても、千葉県の間見直しを受けて目標年度を記載するものといえます。

図表13をご覧ください。

こちらの千葉県が策定した市町村標準保険税率を受けて、令和7年度の国民健康保険税率案についてご説明申し上げます。令和7年度につきましては、この計画の目標最終年度である令和11年度までに5年間ございますので、千葉県が策定する市町村標準保険税率との差をそれぞれ5分の1近づけるように税率を改定してまいります。

その結果、医療分は所得割率が8.10%で変更なし、均等割額が1万8,000円から2万円に2,000円の増額、平等割額が2万2,000円から2万4,000円に2,000円の増額、支援金分は所得割率が1.99%から2.13%に0.14%の引き上げ、均等割額が1万1,000円から1万2,000円に1,000円の増額、介護分は所得割率が1.29%から1.44%に0.15%の引き上げ、均等割額が1万2,000円から1万4,000円に2,000円の増額となっております。

なお、令和8年度以降につきましては、こちらの市町村標準保険税率が毎年改定されることから、その改定を加味した上で残りの年度で割って求めてまいります。

次のページをお開きください。

仮に、令和8年度の市町村標準保険税率が、医療分が所得割率8.60%、均等割額2万円、平等割額2万4,000円、支援金分が所得割率3.00%、均等割額1万6,000円、介護分が所得割率2.40%、均等割額1万8,000円と改定された場合には、図表14にございますとおり目標の最終年度である令和11年度まで4年間ありますので、千葉県が策定する市町村標準保険税率との差をそれぞれ4分の1近づけるよう税率を改定してまいります。

次のページをお開きください。

財政調整基金の繰り入れにつきまして、ご説明申し上げます。

図表15をご覧ください。令和6年度末の基金残高見込みは、4億820万円でございます。保険税収入が現年度分、滞納繰越分と延滞金を合わせて1億6,900万円増える見込みとなっております。そのため、当初予算において基金取崩額3億4,260万円を見込んでおりましたが、保険税収入が増えることから今年度の取崩額を1億7,684万円としました。

なお、令和7年度当初予算においても、令和6年度と同様に保険税額の急激な上昇を抑えるため、2億2,498万円を取り崩すこととしております。

諮問事項3の説明は、以上でございます。

佐久間係長 引き続き、諮問事項4、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、2点の改正となります。

1点目が先ほど諮問事項3で説明いたしました税率の改定によるもの、2点目が刑事施設等に収監されている被保険者の保険税減免規定を追加するものでございます。

1点目は、諮問事項3で説明したとおりでございますので、割愛させていただきます。2点目は、刑事施設等に収監されている被保険者の保険税減免規定を追加するもので、少年院や刑事施設に収監されている被保険者は、公費で医療が行われているため国民健康保険法第59条により保険給付が制限されていることから、このような被保険者に対して、保険税減免の措置を講じるため条文を整備するものでございます。

次のページをお開きください。

施行期日につきましては、保険税率の改定に関する事項は4月1日から、保険税減免に関する事項は公布の日から施行いたします。

続きまして、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行による条例の改正につきまして、ご説明申し上げます。

昨年暮れに閣議決定しました令和7年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の

課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減と2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布により、4点の事項について条例を改正いたします。

1点目が、基礎課税額、医療保険分の限度額を65万円から66万円に変更するもの、2点目が、後期高齢者等支援金課税額の限度額を24万円から26万円に変更するものでございます。

1点目と2点目につきましては、それぞれ高所得層により多くのご負担をいただくため、限度額を変更するものでございます。

次に、国民健康保険税は、世帯主とその世帯の国民健康保険被保険者の所得の合計が、一定の所得額以下になると、保険税の均等割額と平等割額を減額する制度がございます。改正の3点目につきましては、この減額制度で5割軽減世帯となる判定基準所得を被保険者1人あたり29万5,000円から30万5,000円に変更するもの、4点目が、2割軽減世帯となる判定基準所得を被保険者1人あたり54万5,000円から56万円に変更するものでございます。

3点目と4点目につきましては、消費者物価の上昇等における経済動向を踏まえ、軽減判定所得を引き上げることで、低所得層の保険税の負担軽減を図るために変更するものでございます。

こちらの改正政令につきましては、例年3月下旬に公布され、その改正事項は令和7年度の国民健康保険税から適用させることから、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、市長の専決処分条例を改正いたします。

65ページをお開きください。

近隣3市における税率等の改定状況でございますが、富津市と袖ヶ浦市につきましては、令和7年度は改定しないとの回答がございました。君津市は、令和7年度に税率の改定を予定しており、本市と同じように令和11年度までに千葉県が策定する市町村標準保険税率と一致させるようにするため、現行税率と市町村標準保険税率との差を毎年度解消させていく改定方針を策定したところでございます。

最後に、令和6年度と令和7年度の税額比較でございますが、例えば、モデルケース1で申し上げますと、70歳単身で所得100万円の場合は、本市が4,800円の増額、君津市が4,900円の増額になります。次のページは、他のモデルケースにより税額を比較した表でございます。

67ページをお開きください。

こちらの表は、税率の改定による世帯所得別の影響額を一覧表にしたもので、参考資料として添付しております。例えば、1人世帯で所得100万円の場合、令和6年度の税額は12万7,700円、令和7年度の税額は税率改定案によると13万6,400円で、令和6年度と令和7年度の税額を比較すると8,700円増額になるという早見表でございます。

諮問事項3、4につきまして、説明は以上でございます。

山田会長

佐久間さんありがとうございました。諮問事項3、4につきましても、事務局からの説明が終わりましたので、ご質問ご意見などございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

山田会長

それでは、無いようでございますので、質疑終局と認め、皆様にお諮りします。

木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について、を原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

山田会長 全員挙手であります。
従いまして、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について、及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について、につきましては原案どおり承認することといたします。

山田会長 以上で、諮問事項の審議は終わりました。
ここで市長に答申するため、答申書の案を作成いたしますので、この間、暫時休憩といたします。

(事務局が答申書案を作成)

山田会長 それでは、休憩を取り消し、会議を再開いたします。
事務局から答申書の案ができましたので、事務局に朗読していただきます。

石井部長 それでは、朗読させていただきます。
答申書案。
令和7年2月13日付けをもって諮問のありました
1、令和7年度木更津市国民健康保険事業計画案について
2、令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について
3、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について
4、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について
原案どおり承認することを答申します。
令和7年2月13日、木更津市長渡辺芳邦様。
木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長山田真司。
以上でございます。

山田会長 石井部長ありがとうございました。それでは再度お諮りいたします。
この答申書の案で、市長に答申したいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

山田会長 全員挙手であります。それでは、この案で市長に答申いたします。答申書の作成の間、暫時休憩といたします。

(答申書を作成・市長入室)

鈴木主査 お待たせいたしました。答申書ができあがりしましたので、山田会長と渡辺市長は議長席の前へお進みください。

山田会長 答申書。
令和7年2月13日付けをもって諮問のありました
1、令和7年度木更津市国民健康保険事業計画案について
2、令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算案について
3、木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について
4、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について
原案どおり承認することを答申いたします。
令和7年2月13日、木更津市長渡辺芳邦様。
木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長山田真司。

(山田会長から渡辺市長へ答申書を交付)

渡辺市長 本日、諮問させていただきました令和7年度木更津市国民健康保険事業計画案について他3件につきまして、慎重なご審議の結果、原案どおりご承認いただきましてありがとうございました。

本日の答申を踏まえまして、引き続き、国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいり所存でございます。また、条例改正につきましては、令和7年3月市議会定例会に提案をいたします。

さて、皆様の任期でございますが4月30日までとなっております、予定では本日が最後の協議会でございます。3年間、本市の国民健康保険事業のご審議に多大なるご尽力を賜りまして誠にありがとうございました。委員を交代される方、引き続き、委員を引き受けてくださる方、それぞれいらっしゃるかと存じますが、今後も、本市の国民健康保険行政にお力添えを賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますがお礼の挨拶とさせていただきます。

3年間、誠にありがとうございました。

鈴木主査 渡辺市長におかれましては、ここで退席します。

(市長退室)

山田会長 以上をもちまして、本日の審議案件は全て終了いたしました。これをもちまして議長の職を解かせていただきます。慎重なご審議ありがとうございました。

鈴木主査 山田会長、ありがとうございました。
事務局からの報告として、木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の議決結果について、説明させていただきます。

高橋補佐 私から報告事項1、木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の議決結果について、ご説明申し上げます。

資料の68ページ、最後のページをご覧くださいと存じます。

昨年8月に開催した第2回運営協議会において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応として、木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、令和6年9月市議会で提案する旨ご報告させていただいたところでございます。

条例改正の内容といたしましては、被保険者証の新規発行が終了することに伴い、被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定を削除するものでございます。条例案につきましては、9月市議会において提案し、9月11日に開催した教育民生常任委員会において条例案の審査が行われ、原案どおり可決し、9月27日の議会最終日に条例案が原案どおり議決されました。

なお、教育民生常任委員会では、項目6の表のとおり質疑が2件ございました。質疑応答の内容につきましては、説明を割愛させていただきます。

説明は、以上でございます。

鈴木主査 ご質問、ご意見など、ございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

鈴木主査 ご質問がないようですので、引き続き、その他といたしまして、事務局から運営協議会委員の委嘱についてご説明いたします。

佐久間係長 その他といたしまして、私から運営協議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。
はじめに、本日お配りしました、委員継続意向確認書をご覧ください。この意向確認書は今月下旬頃から次期委員の委嘱を進めるにあたり、所属団体からのご推薦をいただく際、事務を円滑に進めるため事前に皆様の意向を確認させていただくものでございます。お手数ではございますが、意向確認書の提出につきましてよろしくお願い申し上げます。

運営協議会の委員の構成について、ご説明申し上げます。

被保険者を代表する委員といたしまして、地区社協活動推進連絡会から3名、公募から2名の計5名、保険医、保険薬剤師を代表する委員といたしまして、一般社団法人君津木更津医師会から3名、一般社団法人君津木更津歯科医師会から1名、NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会から1名の計5名、公益を代表する委員といたしまして、木更津市退職校長会、木更津市民生委員民生児童委員協議会、木更津商工会議所、千葉県税理士会木更津支部、学校法人君津学園から各1名の計5名、被用者保険を代表する委員としまして、千葉県被用者保険等保険者連絡協議会から1名でございます。

私が、2月下旬頃から各団体の事務局に訪問させていただきまして、運営協議会の概要につきましてご説明させていただき、継続意向のある委員につきましてはその旨をお伝えさせていただきます。

また、公募につきましては3月1日から募集いたします。公募が定員に満たなかったときは、地区社協活動推進連絡会へさらに2名の推薦を依頼し、地区社協活動推進連絡会から合計5名の推薦をお願いする予定でございます。

運営協議会委員の委嘱について、説明は以上でございます。

鈴木主査 ご質問等はございますか。

(質問・意見なし)

鈴木主査 それでは以上をもちまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。

なお、本日お配りしました委員継続意向確認書は、ご記入の上、自席に置いていただければと存じます。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後5時10分閉会

令和 7 年 3 月 5 日

議事録署名人
国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長

山田 真司